

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

（基本情報）

地方公共団体名	さいたま市
事業計画名	さいたま地域循環共生型再エネ導入モデル推進事業
事業計画の期間	令和5年度～令和9年度

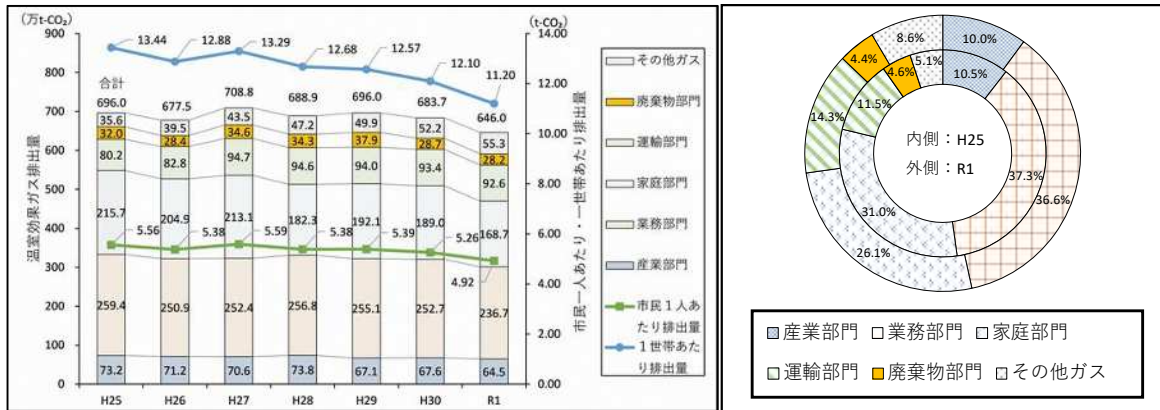
1. 2030年までに目指す地域脱炭素の姿

(1) 目指す地域脱炭素の姿

① 温室効果ガス排出の実態

ア 温室効果ガス排出量の現況

- 本市の令和元（2019）年度における温室効果ガス排出量は646万t-CO₂となり、基準年である平成25（2013）年度より減少となっている。
- 温室効果ガス排出量を部門別に見ると、令和元（2019）年度では、業務部門が全体の36.6%次いで家庭部門が26.1%、運輸部門が14.3%となっており、人口が多く、第三次産業（サービス業）が盛んな都市型の排出形態を示している。



部門別温室効果ガス排出量の推移

部門別温室効果ガス排出量割合

② 地域課題等

- 温室効果ガス排出量の6割以上を占める民生部門（業務部門・家庭部門）への対策は喫緊の課題となっている。
- 特に、本市は、2030年頃まで人口増が想定され、今後、経済活動の増加に伴うエネルギーの需要増（＝温室効果ガス排出量の増加）が予測されている。
- 一方で、脱炭素経営の促進やサプライチェーンの脱炭素化といった行政・企業への社会的要請の高まりやSDGs（持続可能な開発目標）の達成、ESG投資の促進といった地球規模の課題への対応も求められている。
- また、最近では、昨今の原材料価格の上昇や為替相場の影響等によるエネルギー・食料品等の価格上昇が住民生活や企業経営等に大きな影響を及ぼしており、足元での自立・分散型再エネの導入が急務となっている。
- 今後は、災害時のエネルギー確保や光熱費削減などの効果を明確にし、新しい手法（PPAなど）や民間力を最大限活用する（公民学共創）など、持続的な施策推進が必要である。
- 特に、市内の企業の約98%は中小企業であり、自助努力による脱炭素化の効果は限定的となるため、自治体の先導の下、あらゆるステークホルダーを巻き込んで、他都市以上に脱炭素化に取り組むことが必要である。

- さらに、経済面では、地域経済循環分析において、約 1,790 億円/年がエネルギー費用として市域外へ流出していることから、再生可能エネルギー等の地産地消を進め、費用を市域内で循環させる仕組みづくりが必要である。
- 今後の脱炭素社会の実現に向けては、コロナ禍における経済停滞からの回復に併せて、温暖化対策をさらに推し進める「グリーンリカバリー」の視点を踏まえながら、脱炭素化と経済成長の同時達成に向けた取組を加速化する、市域全体での GX（グリーントランスフォーメーション）を推進していく必要がある。

③ これまでの脱炭素の取組

2009 年からの、EV 等の普及拡大のための課題解決に取り組む、電気自動車普及施策「E-KIZUNA Project」を皮切りに、2011 年には、内閣府の地域活性化総合特区に認定され、2019 年 7 月には、SDGs 未来都市に選定、2020 年 7 月には、2050 年二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明。

全国市区・SDGs 先進度調査では、令和 2 年度の前回調査に引続き、本市が全国 1 位を 2 回連続で達成。(令和 5 年 1 月 2 日：日経グローバル誌掲載)



具体的な取組としては、2019 年 9 月に、「脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業」に採択されたほか、2020 年 8 月に、国土交通省「スマートシティモデルプロジェクト」に選定されるなど、国の支援なども受けながら取組を進めている。

2021 年 6 月には、環境省の「地域再エネ導入戦略策定支援事業」にも、第 1 回目の採択を受けて「さいたま市ゼロカーボンシティ推進戦略」を策定、2022 年 4 月には「脱炭素先行地域」にも第 1 回目の採択を受け、脱炭素化に取り組んでいる。



④ 今後の方針

- 2020年7月に表明した「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）」の実現に向けて、様々な取組を推進し、市内の環境・経済・社会が好循環する「地域循環共生圏」の構築を目指す。（将来イメージは、以下のとおり）
- その先導的な取組として、令和4年4月に選定された脱炭素先行地域の一つとして、本市では、2030年までに目指す地域脱炭素の姿として、「さいたま発の公民学によるグリーン共創モデル」の実現を目指しており、
 - (1) 再エネポテンシャルの低い自治体でも取組・実現可能な汎用性の高いサステナブルな「地域循環共生型の都市エネルギーモデル構築」と
 - (2) 公・民・学それぞれが主体となって先進的かつサステナブルな取組を共創する「グリーン成長モデルの実現」の2つを掲げている。

地域循環共生型ゼロカーボンシティ さいたま



さいたま市ゼロカーボンシティ推進戦略の将来イメージ

- 実現に向けては、令和4年3月、**改正温対法を踏まえた「さいたま市ゼロカーボンシティ推進戦略」**を策定し、本市として取り組むべき重点的・優先的施策を以下のとおり示している。
- 先ずは、行政である市が、公共施設の脱炭素化などに率先的に取り組むとともに、その取組を広げていき、市域や市内企業の実施、さらには他自治体へと横展開を図ることで、地域経済及び社会の持続的発展に合わせた脱炭素ドミノの起点となるモデル構築を目指す。
- また、現在、本市が積極的に取り組んでいる脱炭素先行地域の先導的取組の深化及び市内全域への展開を図ることで、市域の脱炭素化を加速させ、地域脱炭素の実現の一翼を担うとともに、ゼロカーボンシティの実現を目指す。

基本的施策

取組名称

再生可能エネルギー等の地産地消

再生可能エネルギー等の導入促進

公共施設の脱炭素化

民間力を活用した再生可能エネルギー

デジタル技術を活用した再生可能エネルギー等の導入

ギ一等の普及拡大	
脱炭素化とレジリエンス強化の両立	脱炭素型まちづくりの推進（スマートシティ連携） 徹底的な省エネと再生可能エネルギー等の最大限の導入
資源循環による脱炭素化の推進	循環型システムの構築
グリーンインフラの推進	地域の自然資源等の活用
都市間連携による脱炭素化の推進	都市間連携の推進
公民学共創に向けたパートナーづくり	公民学共創による脱炭素の加速化
	次世代技術の導入・活用
	ESG 投資の促進

(2) 改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

- 本市では、地方公共団体実行計画（区域施策編、事務事業編）を令和3年3月に改定。
- 令和4年3月には、環境省「地域再エネ導入戦略策定支援事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）」を活用し、改正温対法を踏まえた、「さいたま市ゼロカーボンシティ推進戦略」を策定している。
- 現在、令和5年度中に、国の「地球温暖化対策計画」や「さいたま市ゼロカーボンシティ推進戦略」の内容等を踏まえた「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）」の改定に向けて準備を進めている。

【区域施策編】

- 2050年度、温室効果ガス排出実質ゼロを明記した。
- 2030年度、温室効果ガス排出量削減目標35%以上（2013年度比）と設定した。
- 令和5年度中に、国の「地球温暖化対策計画」や「さいたま市ゼロカーボンシティ推進戦略」の内容等を踏まえて改定予定。

【事務事業編】

- 区域施策編を踏まえ、2030年度、温室効果ガス排出量削減目標41%以上（2013年度比）と設定した。
- 令和5年度中に、国の「地球温暖化対策計画」や「さいたま市ゼロカーボンシティ推進戦略」の内容等を踏まえて改定予定。

【さいたま市ゼロカーボンシティ推進戦略】

- 地球温暖化対策計画の目標（2030年度に2013年度から46%削減）を踏まえた、2030年までの再エネ導入目標（76,476万kWh：2017年度比約2倍）、2050年までの再エネ導入目標（291,806万kWh：2017年度比約8倍）を設定。
- 目標達成までのロードマップの明確化。
- 具体的政策・施策、目標指標を明記。

(3) 促進区域

- 令和5年度の「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）」の改定に合わせて、「地域脱炭素化促進事業（促進区域）」について、新たな制度として位置付けることを想定しており、庁内での検討を始めている（第2回さいたま市脱炭素推進本部）。
- 対象となる再生可能エネルギーの種類は「太陽光発電」を想定しており、今年度中に埼玉県が改定予定の「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版」に記載される「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する基準」のほか、「さいたま市環境影響評価条例」や埼玉県の策定する「太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」の内容を踏まえ、環境への影響にも配慮した再エネ導入最大化に向けた制度を創設する。

- 具体的には、都市部と緑地空間（大規模緑地の見沼田圃など）を有する本市の特性上、太陽光発電の導入においては、建築物の屋根置きを主に想定していることから、制度の早期実装を見据え、地区・街区指定型として都心・副都心を中心に設定する方向で検討を進めている。

2. 重点対策加速化事業の取組

(1) 本計画の目標

- さいたま市ゼロカーボンシティ推進戦略における 2030 年度温室効果ガス排出量削減目標 (46%削減) のうち、本交付金による設備導入等の効果として、0.2%の温室効果ガス排出量削減に寄与する。
- さいたま市ゼロカーボンシティ推進戦略における 2030 年度の需要電力に対する再エネ導入量目標 764,760MW のうち、本交付金による設備導入等によって約 8MW を導入する。
- 第 4 期さいたま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における公共施設の LED 化施設数目標（2030 年度までに 125 施設の LED 化）のうち、本交付金による設備導入等の効果として、17 施設の LED 化を実施する。
- 第 4 期さいたま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における公共施設の太陽光発電設備等を導入した施設数目標（2030 年度までに 22 施設に太陽光発電設備等の設置）のうち、本交付金による設備導入等の効果として、21 施設へ太陽光発電設備の設置を実施し、公共施設マネジメント白書に掲載されている施設に対する太陽光発電設備の設置率 57%を令和 9 年度までに 60%以上とする。（国が政府実行計画に基づき実施する取組を上回ることを想定。）
（設置数目標等については見直しを予定している。）

(本交付金を活用しない目標達成に向けた取組)

- 第 2 次さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における家庭部門の温室効果ガス排出量削減のため、一般財源を用いた「スマートホーム推進・創って減らす機器設置補助金」により、年間 1,800 件以上の再エネ・省エネ設備の導入支援を行っている。
- 第 2 次さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における産業部門及び業務その他部門の温室効果ガス排出量削減のため、一般財源を用いた「創エネ・蓄エネ設備導入補助金」により民間事業者への設備導入支援を行っている。

(地方公共団体実行計画に掲げる目標達成に向けた重点対策加速化事業の位置付けや活用方策等)

- 本計画は、「公共施設の脱炭素化」及び「企業への再エネ設備等導入支援」の 2 つを柱としており、第 2 次さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、以下の重点施策として位置付けている。（設置数目標等は見直しを予定している。）
 - ・市役所における再生可能エネルギー等の利用の推進
 - ・事業者による再生可能エネルギー利用促進
- 実現に向けては、今後の 5 年間で集中期間として、脱炭素化と経済成長の同時達成に向けた取組を加速化させるとともに、脱炭素先行地域として先導的に取り組んでいる施策や知見を踏まえた、全国へ横展開可能な「さいたま地域循環共生型再エネ導入モデル」を構築し、市域全体での再生可能エネルギー導入の最大化を図るものである。

(本計画の目標等)

① 温室効果ガス排出量の削減目標	5,827 トン-CO2 削減/年
------------------	----------------------

② 再生可能エネルギー導入目標	8,084kW
(内訳) ・太陽光発電設備	8,084kW
③ その他地域課題の解決等の目標	本市が実施している「さいたま市創エネ・蓄エネ設備導入補助金」と合わせて、PPAモデルなどの新しい手法を普及させていくことで、市域の再エネ導入の加速化を図るとともに、蓄電池のセット導入による災害時のエネルギー確保につなげていく。また、本市は多額のエネルギー費用が市域外へ流出している状況であることから、その解決策として、再生可能エネルギー等の地産地消を進め、エネルギー費用を市域内で循環させる仕組みを創設する。 【目標値】 間接補助事業による蓄電池の設置件数：21件（令和5～9年度の合計） 太陽光発電設備設置済公共施設の割合：60%（令和9年度末）
④ 総事業費	2,474,924千円 （うち交付対象事業費1,526,324千円）
⑤ 交付限度額	1,024,803千円
⑥ 交付金の費用効率性	10千円/トン-CO2

(2) 申請事業

① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

令和5年度	公共施設への太陽光発電設備の導入 太陽光発電設備の事業者向け間接補助事業 蓄電池の事業者向け間接補助事業	(8件、355.7kW) (16件、1,600kW) (3件)
令和6年度	公共施設への太陽光発電設備の導入 公共施設への蓄電池の導入 太陽光発電設備の事業者向け間接補助事業 蓄電池の事業者向け間接補助事業	(4件、302.9kW) (4件) (16件、1,600kW) (3件)
令和7年度	公共施設への太陽光発電設備の導入 公共施設への蓄電池の導入 太陽光発電設備の事業者向け間接補助事業 蓄電池の事業者向け間接補助事業	(4件、195.3kW) (4件) (15件、1,500kW) (5件)
令和8年度	公共施設への太陽光発電設備の導入 公共施設への蓄電池の導入 太陽光発電設備の事業者向け間接補助事業 蓄電池の事業者向け間接補助事業	(2件、97kW) (2件) (3件、300kW) (5件)
令和9年度	公共施設への太陽光発電設備の導入 公共施設への蓄電池の導入 太陽光発電設備の事業者向け間接補助事業 蓄電池の事業者向け間接補助事業	(3件、233.5kW) (3件) (12件、1,200kW) (5件)
合計	公共施設への太陽光発電設備の導入	(21件、1184.4kW)

	公共施設への蓄電池の導入 太陽光発電設備の事業者向け間接補助事業 蓄電池の事業者向け間接補助事業	(13件) (66件、6,600kW) (21件)
--	--	---------------------------------

②地域共生・地域裨益型再エネの立地

令和8年度	【促進区域】地域裨益型太陽光発電設備の事業者向け間接補助事業	(1件、100kW)
令和9年度	地域共生型太陽光発電設備導入補助事業 【促進区域】地域裨益型太陽光発電設備の事業者向け間接補助事業	(1件、500kW) (1件、100kW)
合計	地域共生型太陽光発電設備導入補助事業 【促進区域】地域裨益型太陽光発電設備の事業者向け間接補助事業	(1件、500kW) (2件、200kW)

③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導

令和5年度	公共施設への省エネ設備導入 (うち1件、令和6年度まで継続)	(4件)
令和6年度	公共施設への省エネ設備導入	(3件)
令和7年度	公共施設のZEB化(令和9年度まで継続) 公共施設への省エネ設備導入	(1件) (4件)
令和8年度	公共施設への省エネ設備導入	(3件)
令和9年度	公共施設への省エネ設備導入	(3件)
合計	公共施設のZEB化 公共施設への省エネ設備導入	(1件) (17件)

※ 令和5年度から令和9年度の5年計画だが、計画の進捗状況に応じて令和10年度での実施も検討する。

(3) 事業実施における創意工夫

【公共施設へ再エネ設備の率先導入】

- 本市では公共施設マネジメント白書に掲載されている施設に対して、第4期さいたま市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に定める「環境配慮型公共施設整備方針」に基づき、太陽光発電設備の設置を推進してきたところである。(令和5年1月時点 228施設に設置済)
- 再エネ設備の最大限導入には、多額の財源が必要となることから、中規模・大規模改修や建替え等に合わせた設備導入により、総額の経費抑制を図るほか、改修予定のない施設については、後年度の財政負担の軽減・平準化や電気料金の安定化・平準化など総合的な視点で、PPAモデルなどの第三者所有モデルの活用や民間企業との公民連携による取組を積極的に進めていくことを想定している。
- 対象とする公共施設については、全庁を対象に、総点検(ポテンシャル調査、机上検討、実地調査、施設の特有の状況等)を行っており、全市的・総合的な視点で優先順位を付け、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用はもとより、脱炭素化推進事業債(仮称)の活用なども含めて、「選択と集中」により、限られた資源を効果的に活用していく。
- 施設単位では既に57%以上の施設に太陽光発電設備を設置している状況であるが、PPAモデルなども活用しながら、令和9年度までに**60%以上**の施設に太陽光発電設備を設置することを目標に、公共施設への太陽光発電設備の設置を加速していく。
- なお、事業の実施に当たっては、市内事業者等を活用するとともに、小売電気事業者やPPA事業者等の連携を深めることで、個人住宅や民間企業等へのPPAモデルの横展開を図る。

【さいたま地域循環共生型再エネ導入モデルの構築】

- 本市では「さいたま市創エネ・蓄エネ導入補助金」により事業者向けの太陽光発電設備及び蓄電池の設置に関する補助を行っており、積極的に市域の再エネ導入を推進してきたところである。
- しかし、小規模・中規模のPPAについては、PPA事業者の採算性等の課題もあることから普及が進んでいないというのが現状である。
- 本事業では、PPA事業者の採算性、需要家や市内事業者などの各ステークホルダーのニーズなどを踏まえ、再エネ・環境価値の地域循環モデル構築に向けた制度を設計するなど効果的な補助事業を実施する。事業者向けの補助内容・制度を検討するにあたり、環境負荷低減計画書の提出事業者（約120社程度）に対してアンケートを実施。太陽光発電設備の設置予定のある事業者については個別にヒアリングを行い、太陽光発電設備の設置予定時期や設置規模、地域に裨益する取組への参加意向等のニーズ調査を行ったところである。
- 当該補助事業の実施に当たっては、太陽光発電設備及び蓄電池の設置施工業者に市内事業者等を優先することで、市域の経済活性化及び社会の持続的発展を図るとともに市内事業者や地元工事業者の参画と育成、事業者間のマッチング支援などを行い、将来的な横展開を見据えた支援を実施する。
- 事業の拡大に合わせて、市内事業者や地域金融機関等とも連携した、エネルギーの地産地消に向けた推進体制の構築を目指す。

さいたま地域循環共生型再エネ導入モデル

地域での再生可能エネルギーの導入最大化に合わせて、市内で発電した再エネのリソース把握により、エネルギーの地産地消、最適化に向け、最大限地域で活用する仕組みづくりを目指す。

【促進区域制度を活用した再エネ設備の導入最大化】

- 本市は、都市部と緑地空間（大規模緑地の見沼田圃など）を有する都市であり、環境への影響にも配慮した上での再エネ導入最大化においては、建築物への屋根置きを主に想定していることから、促進区域制度の早期実装に向けては、都心・副都心を中心に検討していく方針である。
- また、都市計画法に基づく「地区計画制度」等の活用も検討しており、高さ制限の緩和等により、太陽光発電設備の導入最大化を図る。
- 設備導入の計画段階から本事業の意義や趣旨等について、理解を求める仕組み・機会の創設を検討しており、本事業の活用を通じて、地域共生・地域裨益といった視点も踏まえ、マルチベネフィット（相乗効果）を生み出すとともに、本事業の導入目標の実現可能性を高める。

(4) 事業実施による波及効果

- 本計画における公共施設への率直的再エネ導入及び「さいたま地域循環共生型再エネ導入モデル」の推進は、関係団体と合意形成を図りながら市域にPPA事業を普及させていくモデルケースとなることを想定している。本市の脱炭素先行地域の取組と合わせて、他自治体のモデルとなる事業を推進していくことで、市域だけではなく、県内、そして全国の脱炭素化につながるものである。
- さいたま市環境負荷低減計画制度の提出事業者（約120社程度）には、毎年度、エネルギー診断サービスの提供等を行っており、また、商工会議所（さいたま市地球温暖化対策地域協議会）との連携を通じて、本事業の情報発信を行っていくことを予定しており、今後、PPAモデルの普及に向けた取組についても広く展開・連携を図っていくことを想定している。
- 特に、情報発信力が高く、地域に大きな影響力を持つJリーグクラブ[※]等や大型商業施設、地域資源でもあるSS等との連携により、本市の掲げる、「グリーン共創モデル」を体現していくこ

とを予定している。

※環境省とJリーグは令和3年6月に連携協定を締結

- 多くのステークホルダーを抱える企業・団体・地域金融機関等と連携し、サプライチェーン全体の脱炭素経営促進に向けた呼び水とするとともに、市民や地域向けの情報発信においても連携していくことで、市域内での更なる展開・深掘りを進めることで、地域の魅力を高めるとともに、市域はもとより、全国の自治体へ、先進事例の横展開（波及）を図っていくことを想定している。

(5) 推進体制

① 地方公共団体内部での推進体制

- 市長を本部長とし、副市長を始めとする幹部職員を本部員とする「さいたま市脱炭素推進本部」を令和4年6月に創設し、市長のリーダーシップの元、スピード感を持った、機動的な課題対応により、脱炭素分野に関する総合的な施策の企画立案及び施策展開を図る。
- 事務局は環境局脱炭素社会推進課が担い、事業全体の総合調整を図りながら推進していく。
- また、関係課長級会議である「ゼロカーボンシティ推進委員会」を通じて、関係課との連携を図る。
- 公共施設への太陽光設置については、実務ベースでの庁内調整を円滑に行うため、関係課による「重点対策加速化事業推進プロジェクトチーム（仮称）」の設置を予定している。

② 地方公共団体外部との連携体制

- 事業推進に向けては、共同提案者や協定企業等を中心に、ゼロカーボンシティ実現に共に取り組もうとする企業や団体等で構成される「さいたま市地域脱炭素共創推進協議会（令和4年7月創設）」を通じた、密な連携・共創を関係者間で図り、事業を推進していく。
- なお、本協議会の共同事務局である東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社とは、FIT・FIP制度を前提としない、「さいたま地域循環共生型再エネ導入モデル」の実現を目指し、制度設計、地域の巻き込みやサポート、市内企業との連携（地域の調整役）、実施体制（アセットマネジメント）の構築等に向けて、技術面の支援を含め、実施主体である本市と協働で事業を実施していく。
- また、民間事業者との連携による第三者所有モデル（PPAモデル、リース等）を活用した導入事例の創出に向けて、地域企業等も交えた「さいたま市脱炭素型先進街区創出プロジェクトチーム」を令和5年1月30日に発足し、先導的な脱炭素化プロジェクトを主導。

3. その他

(1) 財政力指数

令和3年度 さいたま市財政力指数 0.97

(2) 地域特例

該当地域：なし

対象事業：なし